

I P通信網サービス契約約款 共通編		【現改比較表】 2021年2月1日時点
～2021年1月31日	2021年2月1日～	
目次 (略)	目次 (略)	
第1章～第14章 (略)	第1章～第14章 (略)	
別記 (略)	別記 (略)	
<p><u>附 則 (令和2年12月23日 D P Sサ第00726925号)</u> <u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）を契約者回線等としている第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線をオープンコンピュータ通信網サービスの契約者回線等として取り扱い、そのオープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>		